

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和四年二月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

令和四年二月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名
フジタ水道設備	奈良県御所市東辻六十九―三	藤田 裕樹

建設業の許可番号

奈良県知事許可（般―三十）第一七三二―一号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第二号の規定による許可の取消し

四 処分の原因となった事実

フジタ水道設備 藤田裕樹は、令和三年八月二十六日に葛城簡易裁判所において、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条（暴行）の罪により罰金刑が確定しました。

このことは、建設業法第二十九条第一項第二号に該当します。